

## 「人間関係士」認定審査委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本人間関係学会（以下、「本学会」と称する。）の認定資格である「人間関係士（初級）」（「人間関係士（中級）・（上級）」も含む）の資格認定の業務を行うために設置された「人間関係士」認定審査委員会（以下、「認定審査委員会」と称する。）に必要な事項を定めたものである。

(委員会の構成と任期)

第2条 認定審査委員会は若干の委員をもって構成する。

2 認定審査委員会の委員は本学会理事会の推薦により、理事長が指名する。

3 認定審査委員長を選出は、認定審査委員会の推薦により、理事長が指名する。

4 委員の任期は3年とする。

(審議事項と事務局)

第3条 認定審査委員会は、次に掲げる事項を審議し、事業を行う部門を置く。

2 「人間関係士（初級）」「人間関係士（中級）」「人間関係士（上級）」の資格の認定。これを、認定審議部と称す。

3 「人間関係士（初級）」「人間関係士（中級）」「人間関係士（上級）」資格申請のための研修会（講座・演習等）の運営。これを、研修会運営部門と称す。

4 「人間関係士」資格制度の運営に関わる会計。これを、会計部門と称す。

5 その他、「人間関係士（初級）」「人間関係士（中級）」「人間関係士（上級）」資格の運営に関する事項。これを、資格運営部門と称す。

6 本学会常任理事会からの委託事項。これを特別委託部門と称す。

7 認定審査委員会の事務局は、当分の間、「悠々舎」（代表：遠藤正博）、東京都台東区柳橋2丁目6番4号 木島ビル3階に置く。

(規定の改廃)

第4条 本規定の改廃は、本学会理事会での審議と承認により、理事長が決定する。

附則

この規定は、2017（平成 29）年 8 月 6 日から施行する。